



福岡県医第2244号(地)
平成19年 3月23日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横 倉 義 武



高額療養費の現物給付化について(情報)

一部負担金の額が一定額を超えた場合に支給される高額療養費につきましては、70歳以上の患者については現物給付化されていますが、70歳未満の患者につきましては、現在、被保険者等の申請に基づく償還払い(一旦医療機関の窓口で自己負担額を支払った上で、保険者への申請により後日高額療養費が支給される)となっております。

一方、患者の負担軽減を図る観点から、70歳未満の患者についても、医療機関窓口での支払を自己負担限度額にとどめることについては、国会等でもとりあげられたところであります。

かかる状況から、今般、平成18年12月20日付け政令第390号により健康保険法施行令等が一部改正され、平成19年4月1日から、70歳未満の患者についても、70歳以上の患者と同様に、入院療養を受けた患者及び在宅時医学総合管理料又は在宅末期医療総合診療料算定患者について高額療養費が現物化されることとなった旨、別紙のとおり日本医師会から通知がありましたので、お知らせいたします。

なお、今回の70歳未満の患者に係る高額療養費現物化に伴う省令に関する取扱い、その他診療報酬明細書の記載方法等、具体的な取扱いについては、現在厚生労働省において整理中であり、追って通知されることになっていきますので、関係の取扱いが示され次第改めてご連絡申し上げます。また、厚生労働省と日本医師会等の連名で医療機関掲示用ポスターを作成される予定になっておりますので、これにつきましても詳細は追ってご連絡申し上げます。



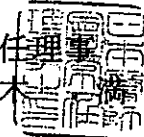
小郡三井医師会より

担当理事 友清 明

事務連絡(保215)
平成19年3月7日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 三郎



高額療養費の現物給付化について (情報)

一部負担金の額が一定額を超えた場合に支給される高額療養費につきましては、70歳以上の患者については現物給付化されておりますが、70歳未満の患者につきましては、現在、被保険者等の申請に基づく償還払い（一旦医療機関の窓口で自己負担額を支払った上で、保険者への申請により後日高額療養費が支給される）となっております。

一方、患者の負担軽減を図る観点から、70歳未満の患者についても、医療機関窓口での支払を自己負担限度額にとどめることについては、国会等でも取り上げられたところであります。

かかる状況から、今般、平成18年12月20日付け政令第390号により健康保険法施行令等が一部改正され、平成19年4月1日から、70歳未満の患者についても、70歳以上の患者と同様に、入院療養を受けた患者及び在宅時医学総合管理料又は在宅末期医療総合診療料算定患者について高額療養費が現物給付化することになりましたので、ご連絡申し上げます。

今回の健康保険法施行令等一部改正の概要は下記のとおりであります。

なお、今回の70歳未満の患者に係る高額療養費現物給付化に伴う省令に関する取扱い、その他診療報酬明細書の記載方法等、具体的な取扱いについては、現在厚生労働省において整理中であり、追って通知されることとなっておりますので、関係の取扱いが示され次第改めてご連絡申し上げます。また、厚生労働省及び日本医師会等の連名で医療機関掲示用のポスターを作成する予定としております。これにつきましても詳細は追ってご連絡申し上げます。



記

1. 健康保険法施行令の一部改正（令第1条関係）

70歳未満の被保険者が保険医療機関等から入院療養等を受けた場合の高額療養費の支給については、あらかじめ保険者の認定を受けた被保険者の所得区分に応じ、現行の70歳以上の被保険者と同様に保険者から当該保険医療機関等に支払うものとする。なお、具体的な事務取扱については、追って通知される。

2. 船員保険法施行令，国民健康保険法施行令，国家公務員共済組合法施行令等について，上記「1.」の改正に準じた改正を行う。

以上

〔参 考〕70歳未満の方にかかる1か月当たりの自己負担限度額（高額療養費算定基準額）

	1か月当たりの自己負担限度額
上位所得者	$150,000 \text{ 円} + (\text{医療費} - 500,000 \text{ 円}) \times 1\%$ $<83,400 \text{ 円}>$
一 般	$80,100 \text{ 円} + (\text{医療費} - 267,000 \text{ 円}) \times 1\%$ $<44,400 \text{ 円}>$
低所得者 (住民税非課税)	$35,400 \text{ 円}$ $<24,600 \text{ 円}>$

(注) < >内の金額は，多数該当（過去12か月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目以降の支給に該当）の場合。

(添付資料)

1. 健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行について

(平 18. 12. 20 保発第 1220005 号 厚生労働省保険局長通知)

※通知中に「健康保険法施行令等の一部を改正する政令」(平 18. 12. 20 政令第 390 号 官報号外第 285 号抜粋)を含む。

(参考資料)

1. 70歳未満の者の入院に係る高額療養費の現物給付化

(厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/12/d1/h1215-4a.pdf>)

2. 健康保険法施行令新旧対照表 (平成 19 年 4 月 1 日施行) (日本医師会保険医療課)

保発第1220005号
平成18年12月20日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局長

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第390号。以下「令」という。）が本日公布され、平成19年4月1日から施行されることとされたところである。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、その運用に当たっては十分に留意の上、被保険者等への周知を図る等遺憾なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨及び主な内容

医療制度改革大綱（平成17年12月1日政府・与党医療改革協議会）において、「入院に係る医療費については、医療機関の窓口での支払いを自己負担限度額にとどめることを検討する。」とされたこと等を踏まえ、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）等において所要の改正を行うとともに、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）等において所要の整備等を行うものである。

第2 改正の具体的内容

1. 健康保険法施行令の一部改正（令第1条関係）

70歳未満の被保険者が保険医療機関等から入院療養等を受けた場合の高額療養費の支給については、あらかじめ保険者の認定を受けた被保険者の所得区分に応じ、現行の70歳以上の被保険者と同様に保険者から当該保険医療機関等に支払うものとする。なお、具体的な事務取扱いについては、追って通知すること。

- 2 船員保険法施行令（昭和28年政令第240号）及び国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正（令第3条及び第6条関係）

高額療養費に関する事項について、上記1の改正に準じた改正を行うこと。

- 3 社会保険診療報酬支払基金法施行令（平成11年政令第395号）の一部改正（令第8条関係）

各保険者が社会保険診療報酬支払基金に委託する診療報酬の金額を段階的に縮減し、その保険者が過去3箇月において最高額の費用を要した月の診療報酬のおおむね10分の3箇月とすること。

- 4 その他関係政令の一部改正

国家公務員共済組合法施行令等につき、高額療養費に関する事項について上記1の改正に準じた改正を行うとともに、標準報酬月額等級及び標準賞与額の上限並びに傷病手当金及び出産手当金の支給対象について、改正法第2条により改正された健康保険法（大正11年法律第70号）の規定に準じた改正を行うこと。



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(法 律)

○政治資金規正法等の一部を改正する法律(一一三)

○建築士法等の一部を改正する法律(一一四)

○貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(一一五)

○道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(一一六)

○観光立国推進基本法(一一七)

(政 令)

○地方自治法第二百五十二條の二十六の三第一項の特例市の指定に関する政令(三三八)

○外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令(三三七)

○湖沼水質保全特別措置法施行令の一部を改正する政令(三三八)

○石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する政令(三八九)

○健康保険法施行令等の一部を改正する政令(三九〇)

○出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(三九一)

(省 令)

○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令(法務八六)

○環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令(環境三八)

(告 示)

○中小企業信用保険法第二条第三項第五号の規定に基づき業種を指定する件(経済産業三四九)

○中小企業信用保険法第二条第三項第七号の規定に基づき金融取引の調整を指定する件(同三五〇)

○石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七條第一項及び第二項の一般拠出金率を定める件(環境一五〇)

○石綿による健康被害の救済に関する法律施行令第十二條の規定による石綿の使用の状況又は石綿による健康被害の発生状況を把握するための調査を定める件(同一一一)

(公 告)

諸事項

再生関係

本号で公布された
法令のあらまし

政治資金規正法等の一部を改正する法律(法律第一一二号)(総務省)

主たる構成員が外国人又は外国法人である日本法人のうち上場会社であるものからの寄附の受領に係る現行の規制の撤廃

主たる構成員が外国人又は外国法人である日本法人のうち上場会社であつてその発行する株式が証券取引所において五年以上継続して上場されている者(新設合併又は株式移転により設立された者であつて、合併により消滅した会社又は株式移転をした会社のうち上場期間が最も短いものの上場期間と通じて五年以上継続して上場されているものを含む)からの寄附の受領については、主たる構成員が外国人又は外国法人である団体等からの寄附の受領を禁止している現行の規制を撤廃することとした。(政治資金規正法第二二条の五第一項関係)

(一)の者は、政治活動に関する寄附をするときは、(一)の者である旨を、文書で、寄附を受ける者に通知しなければならないこととした。(政治資金規正法第二二条の五第二項関係)

(二)の通知を受けた者の会計責任者は、当該通知に係る文書を、収支報告書の要旨が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならないこととした。(政治資金規正法第一六条第二項関係)

政治団体の会計責任者は、寄附を受けた場合であつて、当該寄附をした者が(一)の者であるときは、会計帳簿及び収支報告書にその旨を記載しなければならないこととした。(政治資金規正法第九條第一項第一号及び第二二条第一項第一号関係)

上場会社に係る「その主たる構成員が外国人又は外国法人である」か否かの判定の基準日又は外国法人である「主たる構成員が外国人又は外国法人である」か否かの判定は、直近の定時株主総会に係る株主名簿の基準日における発行済株式の保有比率により行うこととした。(政治資金規正法第二二条の五第一項関係)

収支報告書の要旨の公表の期限の法定等

(一) 総務大臣及び都道府県の選挙管理委員会

は、収支報告書を受領したときは、第二二条

第一項の規定によりその提出期限が延長される

場合(提出すべき期間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の期間がかかる

場合)その他特別の事情がある場合を除き、

収支報告書が提出された年の九月三〇日まで

にその要旨を公表することとした。(政治資金

規正法第二〇条第一項関係)

(二) 総務大臣に提出された収支報告書又はこれ

に添付し、若しくは併せて提出すべき書面(三

及び五)において「収支報告書等」というので

収支報告書の要旨が公表される前のものにつ

いて行政機関情報公開法の規定による開示の

請求があつた場合においては、当該収支報告

書の要旨が公表される日前は開示決定を行わ

ないこととした。また、この場合においては、

要旨が公表された日から同日後三〇日を経過

するまでの間に開示決定を行うこととした。

(政治資金規正法第二〇条の三第一項及び

第二項関係)

(三) 都道府県は、(二)の前段の例により、収支

報告書に係る情報の開示を行うこととした。

(政治資金規正法第二〇条の三第三項関係)

政党助成法の使途等報告書等についても、

(一)から(三)までと同様の措置を講ずること

とした。(政党助成法第三一條及び第三二条の二

関係)

金融機関への振込みによる支出に係る収支

報告書の添付書面の簡素化

(一) 政治資金規正法の収支報告書に併せて提出

すべき書面のうち、金融機関への振込みによ

る支出に係るものについては、当該支出の目

的を記載した書面及び金融機関が作成した振

込みの明細書の写しをもって、領収書等の写

しに代わる書面に代えることができることと

した。(政治資金規正法第二二条第二項関係)

(二) 公職選挙法の選挙運動収支報告書に添付す

べき書面及び政党助成法の使途等報告書に併

せて提出すべき書面についても、(一)と同様の

措置を講ずることとした。(公職選挙法第一八

九条第一項並びに政党助成法第一七条第二項

第一号及び第一八条第二項第一号関係)

(二) 平成七年から平成一六年までの各年における当該工場等の所在地の属する市町村において中皮腫により死亡した者の数の合計数を一〇で除して得た数を当該市町村の人口で除して得た数に一〇万を乗じて得た数が、〇・五五三人以上であること。

(三) 昭和一四年度から平成一六年度までの各年度における当該工場等において石綿にさらされる業務に従事することにより指定疾病にかかり、これにより労働者災害補償保険法又は船員保険法の規定による保険給付を受けた者の合計の人数（以下「保険給付の受給者数」という。）が、一〇人以上であること。

特別提出金の額の算定方法は、特別事業場ごとに次に定めるところにより算定した額の合計額を合算することとした。（第一三三條関係）

(一) 事業主の負担総額に昭和二六年から平成一七年までの各年における我が国の石綿の輸入量を合計した量（以下「石綿の輸入量」という。）の数値を石綿の輸入量の数値と全国の保険給付の受給者数に一七〇を乗じて得た数値とを合計した数値で除して得た数値を乗じて得た額に、当該特別事業場における石綿の使用量の数値を石綿の輸入量の数値で除して得た数値を乗じて得た額

(二) 事業主の負担総額に全国の保険給付の受給者数に一七〇を乗じて得た数値を石綿の輸入量の数値と全国の保険給付の受給者数に一七〇を乗じて得た数値とを合計した数値で除して得た数値を乗じて得た額に、当該特別事業場における保険給付の受給者数を全国の保険給付の受給者数で除して得た数値を乗じて得た額

この政令は、平成一九年四月一日から施行することとした。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（政令第三九〇号）（厚生労働省）
健康保険法施行令の一部改正関係
七〇歳未満の被保険者が保険医療機関等から入院療養等を受けた場合の高額療養費の支給について、改正前の七〇歳以上の被保険者と同様、保険者から当該保険医療機関等に支払うこととした。（第四二条、第四四條関係）

二 国家公務員共済組合法施行令の一部改正関係
1 高額療養費に関する事項について、健康保険法施行令の改正に準じた改正を行うこととした。（第一一条の三の五及び第一一条の三の六関係）

2 健康保険法の規定に準じて、標準報酬月額等の等級区分及び標準賞与額の上限額並びに傷病手当金及び出産手当金の支給対象を見直すこととした。（第五八条、第五九条及び附則第六條関係）
三 社会保険診療報酬支払基金法施行令の一部改正関係
各保険者が社会保険診療報酬支払基金に委託する診療報酬の金額を、その保険者が過去三箇月において最高額の費用を要した月の診療報酬のおおむね一〇分の三箇月とすることとした。（第一一條関係）

四 この政令は、平成一九年四月一日から施行することとした。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成一八年法律第三三三）附則第一條第二号に掲げる規定の施行期日は、平成一九年二月一日とする。こととした。

法律

政治資金規正法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成十八年十二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第三十三号

政治資金規正法等の一部を改正する法律

（政治資金規正法の一部改正）

第一条 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号ロ中「並びに当該寄附」を「当該寄附」に改め、年月日の下に「並びに当該寄附をした者が第二十二條の五第一項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものであるときはその旨」を加える。

第十二條第一項中「かかる場合」の下に（第二十二條第一項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）を加え、同項第一号ロ中「並びに当該寄附」を「当該寄附」に改め、年月日の下に「並びに当該寄附をした者が第二十二條の五第一項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものであるときはその旨」を加える。

第十六條中「であつた者」の下に「次項において同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。
2 政治団体の会計責任者は、第二十二條の五第二項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る文書を、第二十二條第一項の規定により当該通知に係る同項に規定する報告書の要旨が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

第十八條の二第二項中「第十四條」の下に「第十六條第二項」を加え、同条第二項中「かかる場合」の下に（第二十二條第一項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）を加え、「第十六條」を「第十六條第一項」に改める。
第二十條第一項に後段として次のように加える。

この場合において、第十二條第一項の規定による報告書については、報告書の提出期限が延長される場合その他の特別の事情がある場合を除き、当該報告書が提出された年の九月三十日まで公表するものとする。
第二十條の二第二項中「前条第一項に規定する」を「第十二條第一項又は第十七條第一項の規定による」に改め、第四章中同条の次に次の一条を加える。

（収支報告書等に係る情報の公開）
第二十條の三 第十二條第一項若しくは第十七條第一項の規定による報告書又はこれに添付し、若しくは併せて提出すべき書面（以下この条において「収支報告書等」という。）で第二十條第一項の規定により当該報告書の要旨が公表される前のものに係る行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第三條の規定による開示の請求があつた場合においては、当該要旨が公表される日以前は同法第九條第一項の決定を行わない。

2 前項に規定する開示の請求があつた場合における行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定の適用については、同法第十條第一項中「開示請求があつた日から三十日以内」とあるのは「政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第二十條第一項の規定により要旨が公表された日から同日午後三十日を経過する日までの間」と、同法第十一條中「開示請求があつた日から六十日以内」とあるのは「政治資金規正法第二十條第一項の規定により要旨が公表された日から同日午後六十日を経過する日までの間」とする。

3 都道府県は、第一項の規定の例により、収支報告書等に係る情報の開示を行うものとする。

(二) 一般拋出金率の算定方法

第十條 法第三十七條第一項及び第二項の一般拋出金證は、次に掲げる事項を基礎として定めるものとする。

一 救済給付（法第三三条の救済給付をいう。）の支給に要する費用の予想額、法第三十二條第一項の規定による交付金及び同條第二項の規定による拠出金があるときはそれらの額並びに指定疾病の発生の状況その他の事情を考慮して算定した一般拠出金及び特別拠出金の額として必要であることを見込まれる金額の総額（以下「事業主の負担総額」という。）から法第四十七條第一項の規定により徴収される特別拠出金の総額の見込額を控除した額

二 平成十七年度における全国の労災保険適用事業主（法第三十五条第一項の労災保険適用事業主をいう。）がその事業に使用するすべての労働者に支払われた賃金の総額として推計した額と全国の船舶所有者（同条第二項の船舶所有者をいう。）が使用するすべての船員に支払われた賃金の総額として推計した額との合計額（徴収法を準用する場合の説替え）

第十一條 法第三十八條第一項の規定により第一項一般拠出金について労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的調整等は、次の表のとおりとする。

読替えに係る労働者の徴収等に關する法律の規定

読替えに係る労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第十九条第一項	保険関係が消滅したものについては、	は、その保険年度の初日及び	は、その保険年度の初日及び
第十五条第一項第一号	保険関係が成立し、又は消滅したものについて	第十五条第一項第一号及び第二号	第十五条第一項第一号及び第二号
第十九条第二項	第十五条第一項第一号	第十五条第一項第一号及び第二号	第十五条第一項第一号及び第二号

(特別事業主の要件)

第十二条 法第四十七条第一項の政令で定める要件は、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十一項に規定する特定粉じん発生施設が設置された工場又は事業場その他の石綿の使用の状況又は石綿による健康被害の発生の状況を把握するための調査で環境大臣が指定するものにより石綿が使用されていたと認められる工場又は事業場であつて、次のいずれにも該当するもの（以下「特別事業場」という。）を有し、又は有していたこととする。

石綿の使用量(昭和二十六年から平成十七年までの各年における当該工場又は事業場において使用された石綿の量の合計量をいう。以下同じ)が、一万トン以上であること。

一 平成七年から平成十六年までの各年における当該工場又は事業場の所在地の属する市（特別区を含む。以下同じ）町村において中皮腫により死亡した者の数の合計数を十で除して得た数を当該市町村の人口（平成十七年三月三十一日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記録されている住民の数をいう。）で除して得た数に十万を乗じて得た数が、〇・五五三人以上であること。

昭和十四年度から平成十六年度までの各年度における当該工場又は事業場において石綿にさらされる業務に従事することにより指定疾病にかかり、これにより労働者災害補償保険法又は船員保険法の規定による保険給付を受けた者の合計の人数（以下「保険給付の受給者数」という。）が、十人以上であること。

(特別提出金の額の算定方法)

第十三条 法第四十八条第一項の特別拠出金の額の算定方法は、法第四十七条第一項の特別事業主が有し、又は有していた特別事業場ごとに次に定めるところにより算定した額の合計額を合算するものとする。

一 事業主の負担総額に昭和二十六年から平成十七年までの各年における我が国の石綿の輸入量を合計した量（トンで表した量をいい、以下「石綿の輸入量」という。）の数値を石綿の輸入量の数値と全国の保険給付の受給者数に百七十を乗じて得た数値とを合計した数値で除して得た数値を乗じて得た額に、当該特別事業場における石綿の使用量（トンで表した量をいう。）の数値を石綿の輸入量の数値で除して得た数値を乗じて得た額

事業主の負担総額に全国の保険給付の受給者数に百七十を乗じて得た数値を石綿の輸入量の数値と全国の保険給付の受給者数に百七十を乗じて得た数値とを合計した数値で除して得た数値を乗じて得た額に、当該特別事業場における保険給付の受給者数を全国の保険給付の受給者数で除して得た数値を乗じて得た額

附則

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

〔予算決算及び会計令の一部改正〕

第二十八條の二第三号及び第四号を次のように改める。

三 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第三十八条第一項の規定において準用する徴収法第十九条第一項又は第二項の規定により申告して納付する石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七条第一項の第一項一般拠出金

四 削除

四 削除

四 削 除

健康保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十八年十二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百九十号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百十五條第二項（同法第百四十九條において準用する場合を含む）、防衛庁の職員給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十二條第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十一條ノ六第六項、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）附則第二十五項及び附則第二十六項の規定により読み替えられた同法第二十三條第一項、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百八十八号）第六十條の二第二項及び第百二十六條の五第六項（これらの規定を私立学校教職員共済法第二十五條において準用する場合を含む）並びに附則第六條の二第一項及び同條第二項の規定により読み替えられた国家公

務員共済組合法第四十二條の二第一項、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第五十七條の二第二項、地方公務員共済組合法（昭和三十三年法律第五十二号）第六十二條の二第二項、第六十八條第一項、第六十九條第一項、第四百四十四條の二第六項及び附則第三十三條の規定により読み替へられた同法第四百四十四條第四項並びに社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百九号）第十五條第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

（健康保険法施行令の一部改正）

第一条 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十二條第一項第一号ただし書中「及び次条第一項第一号ロ」を「並びに次条第一項第一号イからハまで及び第二号ロ」に改める。

第四十三條第一項中「第四十一條第二項又は第三項」を「第四十一條第一項から第三項まで」に改め、同項第二号中「の療養」の下に「七十歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る」とを加え、同号を同項第三号とし、同項第一号中「入院療養」を「入院療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の入院療養に限る）」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 入院療養又は入院療養以外の療養であつて一の保険医療機関等による総合的かつ計画的な医学的管理の下における療養として厚生労働大臣が定めるもの（次号及び第三号に掲げる療養を除く。以下この号において「入院療養等」という。） 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 前条第一項第一号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 八万四千百円と、当該入院療養等につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該入院療養等に要した費用の額（その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た金額（その額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額、ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

ロ 前条第一項第二号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 十五万四千百円と、当該入院療養等につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該入院療養等に要した費用の額（その額が五十万円に満たないときは、五十万円）から五十万円を控除した額に百分の一を乗じて得た金額（その額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額、ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、八万三千四百円とする。

ハ 前条第一項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 三万五千四百円、ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円とする。

第四十三條第二項及び第三項中「第四十一條第二項又は第三項」を「第四十一條第一項から第三項まで」に改める。

第四十四條中「及び第二号ロ」を「第二号ロ及び第三号ロ」に改める。

附則第二條第一項中「第四十一條第二項又は第三項」を「第一項各号」とあるのは「第一項第二号又は第三号」と「第四十一條第一項から第三項まで」に改め、同条第三項中「及び次条第一項第一号ロ」を「並びに次条第一項第一号イからハまで及び第二号ロ」に改める。

（防衛庁の職員給与等に関する法律施行令の一部改正）

第二条 防衛庁の職員給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十七條の六の二第一項第一号ただし書中「この条」の下に「及び次条第一項」を加える。

第十七條の六の三第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「前二項」を「第二項及び前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

自衛官等が同一の月に一の第十七條の四第一項第一号から第三号までに掲げる医療機関から入院療養（第十七條の三第一項第五号に掲げる療養（当該療養と併せて行う同項第一号から第三号までに掲げる療養を含む）をいう。以下この項において同じ。）又は入院療養以外の療養であつて一の医療機関による総合的かつ計画的な医学的管理の下における療養として長官が定めるものに該当するもの（当該自衛官等が第十七條の六第三項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。以下この項及び次項において「入院療養等」という。）を受けた場合において、長官が保険外併用療養費負担額（保険外併用療養費の支給につき第十七條の四の四第三項において準用する第十七條の四の三第三項又は第四項の規定の適用がある場合における当該保険外併用療養費の支給に係る療養（食事療養を除く）につき算定した費用の額から当該保険外併用療養費の額を控除した金額をいう。次項において同じ。）のうち、その金額から次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除した金額（以下この項において「控除後の額」という。）の限度において、当該控除後の額に相当する金額の支払を免除したときは、その限度において、自衛官等に対し第十七條の六第一項の規定による高額療養費を支給したものとみなす。

一 前条第一項第一号に掲げる者に該当していることにつき長官が定めるところにより長官又はその委任を受けた者の認定を受けている者 八万四千百円と、当該入院療養等につき長官が定めるところにより算定した当該入院療養等に要した費用の額（その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た金額（その額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする）との合算額、ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

二 前条第一項第二号に掲げる者に該当していることにつき長官が定めるところにより長官又はその委任を受けた者の認定を受けている者 十五万四千百円と、当該入院療養等につき長官が定めるところにより算定した当該入院療養等に要した費用の額（その額が五十万円に満たないときは、五十万円）から五十万円を控除した額に百分の一を乗じて得た金額（その額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする）との合算額、ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、八万三千四百円とする。

三 前条第一項第三号に掲げる者に該当していることにつき長官が定めるところにより長官又はその委任を受けた者の認定を受けている者 三万五千四百円、ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円とする。

2 自衛官等が同一の月に一の第十七條の四第一項第四号又は第五号に掲げる医療機関から入院療養等を受けた場合において、同条第二項に規定する一部負担金（第十七條の四の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）又は保険外併用療養費負担額の支払が行われなかつたときは、長官が指定する本庁の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、第十七條の六第一項の規定による高額療養費について、当該一部負担金又は保険外併用療養費負担額から前項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除した金額の限度において、当該自衛官等に代わり、当該医療機関に支払うものとする。

（船員保険法施行令の一部改正）

第三条 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項第一号ただし書中「及び次条第一項第一号ロ」を「並びに次条第一項第一号イからハまで及び第二号ロ」に改める。

第十一條第一項中「第九條第二項又は第三項」を「第九條第一項から第三項まで」に改め、同項第二号中「の療養」の下に「七十歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る。」を加え、同項第三号とし、同項第一号中「入院療養」の「次」を「入院療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の入院療養に限る。）」に改め、同項を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 入院療養又は入院療養以外の療養であつて一の保険医療機関等による総合的かつ計画的な医学的管理の下における療養として厚生労働大臣が定めるもの（次号及び第三号に掲げる療養を除く。以下この号において「入院療養等」という。） 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 前条第一項第一号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより、社会保険庁長官の認定を受けている者 八百万円と、当該入院療養等につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該入院療養等に要した費用の額（その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

ロ 前条第一項第二号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより、社会保険庁長官の認定を受けている者 十五万円と、当該入院療養等につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該入院療養等に要した費用の額（その額が五十万円に満たないときは、五十万円）から五十万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、八万三千四百円とする。

ハ 前条第一項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより、社会保険庁長官の認定を受けている者 三万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円とする。

第十一條第二項及び第三項中「第九條第二項又は第三項」を「第九條第一項から第三項まで」に改める。

附則第三條第一項中「第九條第二項又は第三項」を「第一項各号」とあるのは「第一項第二号又は第三号」と、「第九條第一項から第三項まで」に改め、同条第三項中「及び次条第一項第一号」を「並びに次条第一項第一号イからハまで及び第二号ロ」に改める。

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正）

第四條 私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第六條の表第十一條の三の六の第一項第二号の項中「第十一條の三の六の第一項第二号」を「第十一條の三の六の第一項第一号及び第三号」に改める。

第二十條第一項の表第六十六條第一項の項から第六十七條第三項の項まで及び同条第三項を削る。

附則第五項中

第三十九級 九八〇、〇〇〇円

九五五、〇〇〇円以上

第三十九級 九八〇、〇〇〇円

九五五、〇〇〇円以上一、〇〇五、〇〇〇円

第四十級 一、〇三〇、〇〇〇円

一、〇〇五、〇〇〇円以上一、〇五〇、〇〇〇円

第四十一級 一、〇九〇、〇〇〇円

一、〇五五、〇〇〇円以上一、一〇〇、〇〇〇円

〇〇〇円未満
五、〇〇〇円未満
五、〇〇〇円未満
五、〇〇〇円未満

に改める。

第四十二級	一、一五〇、〇〇〇円	一、一五五、〇〇〇円以上一、一七〇、〇〇〇円
第四十三級	一、二二〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円以上

附則第六項中「二百万円」を「五百四十万円」に改める。

第五條 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一條の三の五の第一項第一号ただし書中「及び次条第一項第一号ロ」を「並びに次条第一項第一号イからハまで及び第二号ロ」に改める。

第十一條の三の六の第一項中「除き、七十歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る。」を「除く」に、「第十一條の三の四の第二項又は第三項」を「第十一條の三の四の第一項から第三項まで」に改め、同項第二号中「食事療養及び生活療養を除く」を「七十歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る」に改め、同項を同項第三号とし、同項第一号中「入院療養」の「次」を「入院療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の入院療養に限る。）」に改め、同項を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 入院療養又は入院療養以外の療養であつて一の法第五十五條第一項第一号に掲げる医療機関による総合的かつ計画的な医学的管理の下における療養として財務大臣が定めるもの（次号及び第三号に掲げる療養を除く。以下この号において「入院療養等」という。） 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 前条第一項第一号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより、組合の認定を受けている者 八百万円と、当該入院療養等につき財務省令で定めるところにより算定した当該入院療養等に要した費用の額（その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

ロ 前条第一項第二号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより、組合の認定を受けている者 十五万円と、当該入院療養等につき財務省令で定めるところにより算定した当該入院療養等に要した費用の額（その額が五十万円に満たないときは、五十万円）から五十万円を控除した額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、八万三千四百円とする。

ハ 前条第一項第三号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより、組合の認定を受けている者 三万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円とする。

第十一條の三の六第二項及び第三項中「第十一條の三の四第二項又は第三項」を「第十一條の三の四第一項から第三項まで」に改める。

第五十八條第一項中「第六十四條、第六十六條第一項から第三項まで若しくは第六項又は第六十七條」を「又は第六十四條」に改め、法第六十六條第一項中「公務によらないで病氣にかかり、又は負傷し」とあるのは「公務によらない病氣又は負傷（任意継続組合員となつた後における病氣及び負傷を含む）」を、と、「勤務」とあるのは「勤務」と、同条第二項中「勤務」とあるのは「勤務」と、同条第三項中「退職した」とあるのは「任意継続組合員の資格を喪失した」と、退職しなかつた」とあるのは「任意継続組合員の資格を喪失しなかつた」と、同条第六項中「第三項の傷病手当金」とあるのは「傷病手当金」と、法第六十七條第一項中「勤務」とあるのは「勤務」と、同条第二項中「退職後六月以内」とあるのは「任意継続組合員の資格を喪失した日から起算して六月以内」と、退職後出産する」とあるのは「任意継続組合員の資格を喪失した」と、同条第三項中「退職した」とあるのは「任意継続組合員の資格を喪失した」とを削り、同条第二項を削る。

第五十九條中「第六十四條又は第六十六條第一項」を「又は第六十四條」に改める。

附則第六條第一項中		第三九級	九八〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円
第三九級		九八〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円以上	一、〇〇五、〇〇〇円未満
第四〇級		一、〇三〇、〇〇〇円	一、〇〇五、〇〇〇円以上	一、〇五五、〇〇〇円未満
第四一級		一、〇九〇、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円以上	一、一五五、〇〇〇円未満
第四二級		一、一五〇、〇〇〇円	一、一五五、〇〇〇円以上	一、一七五、〇〇〇円未満
第四三級		一、二一〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円以上	

め、同条第二項中「二百万円」を「五百四十万円」に改める。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第六條 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九條の三第一項第一号ただし書中「及び次条第一項第一号ロ」を「並びに次条第一項第一号イからハまで及び第二号ロ」に改める。

第二十九條の四第一項中「又は特定承認保険医療機関（以下この項及び附則第二條第七項において「保険医療機関等」という。）を（健康保険法第六十三條第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。）以下この条及び附則第二條第七項において同じ」に「第二十九條の二第二項又は第三項」を「第二十九條の二第二項から第三項まで」に改め、同項第二号中「の療養」の下に「（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る）」を加え、同項第三号とし、同項第一号中「入院療養（イから）」を「入院療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の入院療養に限る）」イから」に改め、同項を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 入院療養又は入院療養以外の療養であつて一の保険医療機関による総合的かつ計画的な医学的管理の下における療養として厚生労働大臣が定めるもの（次号及び第三号に掲げる療養を除く。以下この号において「入院療養等」という。）イからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 前条第一項第一号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 八百万円と、当該入院療養等につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該入院療養等に要した費用の額（その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

ロ 前条第一項第二号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 十五万円と、当該入院療養等につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該入院療養等に要した費用の額（その額が五十万円に満たないときは、五十万円）から五十万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、八万三千四百円とする。

ハ 前条第一項第三号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 三万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円とする。

第二十九條の四第二項中「第二十九條の二第二項又は第三項」を「第二十九條の二第一項から第三項まで」に改める。

附則第二條第三項中「及び次条第一項第一号ロ」を「並びに次条第一項第一号イからハまで及び第二号ロ」に改め、同条第七項中「保険医療機関等」を「保険医療機関」に、第二十九條の二第二項又は第三項を「第二十九條の二第一項から第三項まで」に改め、同項第一号中「第二十九條の四第一項第一号」を「第二十九條の四第一項第二号」に改め、同項第二号中「第二十九條の四第一項第二号」を「第二十九條の四第一項第三号」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第七條 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十三年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三條の三の四第一項第一号ただし書中「及び次条第一項第一号ロ」を「並びに次条第一項第一号イからハまで及び第二号ロ」に改める。

第二十三條の三の五第一項中「除き、七十歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る」を「除く」に、同条第二号中「食事療養及び生活療養を除く」を「七十歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る」に改め、同項を同項第三号とし、同項第一号中「入院療養（イから）」を「入院療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の入院療養に限る）」次のイに改め、同項を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 入院療養又は入院療養以外の療養であつて一の法第五十七條第一項第一号に掲げる医療機関による総合的かつ計画的な医学的管理の下における療養として総務大臣が定めるもの（次号及び第三号に掲げる療養を除く。以下この号において「入院療養等」という。）次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める金額

イ 前条第一項第一号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 八百万円と、当該入院療養等につき総務省令で定めるところにより算定した当該入院療養等に要した費用の額（その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

口 前条第一項第二号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 十五万円と、当該入院療養等につき総務省令で定めるところにより算定した当該入院療養等に要した費用の額(その額が五十万円に満たないときは、五十万円)から五十万円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額(その金額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた金額とする。)との合算額ただし、高額療養費多数回数該当の場合にあつては、八万三千四百円とする。

ハ 前条第一項第三号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 三万五千四百円。ただし、高額療養費多数回数該当の場合にあつては、二万四千六百円とする。

第二十三条の三の五第二項及び第三項中「第二十三条の三の三第二項又は第三項」を「第二十三条の三の三第一項から第三項まで」に改める。

第二十三条の五の次に次の一条を加える。

(傷病手当金の算定における政令で定める数値)

第二十三条の五の二 法第六十八條第一項に規定する政令で定める数値は、第二十三條第一項に規定する総務省令で定める数値(特別職の職員等である組合員については、一)とする。

第二十三条の六の次に次の一条を加える。

(出産手当金の算定における政令で定める数値)

第二十三条の六の二 法第六十九條第一項に規定する政令で定める数値は、第二十三條第一項に規定する総務省令で定める数値(特別職の職員等である組合員については、一)とする。

第五十条第一項中「第六十六條 第六十八條第一項から第三項まで若しくは第六十六項又は第六十九條」を「又は第六十六條」に改め、「と、法第六十八條第一項中「公務員によらないで病氣にかかり、又は負傷し」とあるのは「公務員によらない病氣又は負傷(任意継続組合員となつた後における病氣及び負傷を含む)」をし」と、「勤務」とあるのは「勤務」と、同条第二項中「勤務」とあるのは「勤務」と、同条第三項中「退職した」とあるのは「任意継続組合員の資格を喪失した」と、退職しなかつた」とあるのは「任意継続組合員の資格を喪失しなかつた」と、同条第六項中「第三項の傷病手当金」とあるのは「傷病手当金」と、法第六十九條第一項中「勤務」とあるのは「勤務」と、同条第二項中「退職後六月以内」とあるのは「任意継続組合員の資格を喪失した日から起算して六月以内」と、退職後産する」とあるのは「任意継続組合員の資格を喪失した日以後産する」と、同条第三項中「退職した」とあるのは「任意継続組合員の資格を喪失した」とを削り、同条第二項を削る。

第五十条の二中「第六十六條又は第六十八條第一項」を「又は第六十六條」に改める。

附則第三十七條の二を次のように改める。

(短期給付等に係る掛金の標準となる給料及び期末手当等の最高限度額の特例)

第三十七條の二 法附則第三十三條の規定により読み替えられた法第四十四條第四項に規定する健康保険法に規定する標準報酬月額等級の最高等級に係る標準報酬月額を第四十四條第二項に規定する政令で定める数値で除して得た額を基準として政令で定める額は、一般職の職員である組合員にあつては当該最高等級に係る標準報酬月額を第二十三條第一項に規定する総務省令で定める数値で除して得た額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、特別職の職員等である組合員にあつては当該最高等級に係る標準報酬月額に相当する額とする。

2 法附則第三十三條の規定により読み替えられた法第四十四條第四項に規定する期末手当等の額に係る政令で定める額は、五百四十万円とする。

(社会保険診療報酬支払基金法施行令の一部改正)

第八条 社会保険診療報酬支払基金法施行令(平成十一年政令第三百九十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「十分の四箇月」を「十分の三箇月」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第六條中国民健康保険法施行令第二十九條の四第一項の改正規定(又は特定承認保険医療機関(以下この項及び附則第二條第七項において「保険医療機関等」という)を(健康保険法第六十三條第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。以下この条及び附則第二條第七項において同じ)に改める部分に限る)及び同令附則第二條第七項の改正規定(「保険医療機関等」を「保険医療機関」に改める部分に限る)は、公布の日から施行する。

(健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この政令の施行の日(以下「施行日」という)前に行われた療養に係る健康保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 施行日前に行われた療養に係る防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

(船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 施行日前に行われた療養に係る船員保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

(私立学校教職員共済法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第五条 施行日前に加ふる(私立学校教職員共済法第十四條第一項に規定する加入者をいう。以下この項において同じ)の資格を取得して、施行日まで引き続き加入者の資格を有する者(同法第二十五條において読み替へて準用する国家公務員共済組合法第六十二條の五第二項に規定する任意継続加入者及び私立学校教職員共済法第二十二條第七項又は第九項の規定により平成十九年四月から標準給与(同条第一項に規定する標準給与をいう。以下この条において同じ)が改定されるべき者を除く)のうち、同年三月の標準給与の月額が九十八万円であるもの(当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額が百万五千円未満であるものを除く)の標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を第四條の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行令附則第五項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、日本私立学校振興・共済事業団が改定する。

2 前項の規定により改定された標準給与は、平成十九年四月から同年八月までの各月の標準給与とする。

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第六条 施行日前に行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第七条 施行日前に国家公務員共済組合の組合員の資格を取得して、施行日まで引き続き組合員の資格を有する者(国家公務員共済組合法第六十二條の五第二項に規定する任意継続組合員及び同法附則第三十三條の四第四項に規定する特別継続組合員並びに同法第四十二條第七項又は第九項の規定により平成十九年四月から標準報酬(同条第一項に規定する標準報酬をいう。以下この条において同じ)の月額が改定されるべき者を除く)のうち、同年三月の標準報酬の月額が九十八万円であるもの(当該標準報酬の月額の基礎となつた報酬月額が百万五千円未満であるものを除く)の標準報酬は、当該標準報酬の月額の基礎となつた報酬月額を第五條の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令附則第六條の規定により読み替えられた同法第四十二條第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、国家公務員共済組合が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬は、平成十九年四月から同年八月までの各月の標準報酬とする。

(国民健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第八条 施行日前に行われた療養に係る国民健康保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置)
第九条 施行日前に行われた療養に係る地方公務員等共済組合法の規定による高額療養費の支給にについては、なお従前の例による。

(社会保険診療報酬支払基金法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十条 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間における第八條の規定による改正後の社会保険診療報酬支払基金法施行令第一條の規定の適用については、同条中「十分の三箇月」とあるのは、施行日から平成二十年三月三十一日までの間は「百分の三十三箇月」と、同年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間は「百分の三十三箇月」とする。

(老人保健法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)
第十一条 老人保健法施行令等の一部を改正する政令(平成十八年政令第二百四十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五條第三項第一号中「第四十三條第一項第二号」を「第四十三條第一項第二号」に改め、同項第二号中「第四十三條第一項第二号」を「第四十三條第一項第三号」に改める。

附則第七條第三項第一号中「第一條第一項第一号」を「第一條第一項第二号」に改め、同項第二号中「第一條第一項第二号」を「第一條第一項第三号」に改める。

附則第九條第三項中「当該各号イ」を「第二号イ又は第三号イ」に改める。

附則第十一條第三項第一号中「第二十九條の四第一項第二号」を「第二十九條の四第一項第三号」に改め、同項第二号中「第二十九條の四第一項第二号」を「第二十九條の四第一項第三号」に改める。

附則第十三條第三項中「当該各号イ」を「第二号イ又は第三号イ」に改める。

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 菅 義偉
財務大臣 尾身 幸次
文部科学大臣 伊吹 文明
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽
平成十八年十二月二十日
内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百九十一号
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成十八年法律第四十三号)附則第一條第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律附則第一條第二号に掲げる規定の施行期日は、平成十九年二月一日とする。

法務大臣 長勢 甚遠
国土交通大臣 冬柴 鐵三
内閣総理大臣 安倍 晋三

○法務省令第八十六号
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成十八年法律第四十三号)の一部の施行に伴い、及び出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年十二月二十日
法務大臣 長勢 甚遠

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令
出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和五十六年法務省令第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五十一條第一号中「入港する」を「到着する」に、「入港前」を「到着する九十分前まで」に、「入港を」を「到着を」に、「入港時刻」を「到着時刻」に改める。

第五十二條第一項及び第二項を次のように改める。
法第五十七條第一項の規定による報告は、船舶にあつては到着する二時間前までに、航空機にあつては到着する九十分前までに、行わなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める時までに行えば足りる。

一 船舶であつて、北緯四十五度三十分、東経百四十度、北緯四十七度及び東経百四十四度の線により囲まれた本邦外の地域を出発して北海道(北緯四十五度から北である地域に限る)にある出入国港に到着する場合 到着前

二 船舶であつて、北緯三十四度、東経百二十度三十分、北緯三十六度及び東経百二十度の線により囲まれた本邦外の地域を出発して長崎県対馬市又は壱岐市にある出入国港に到着する場合 到着前

三 船舶であつて、北緯二十三度、東経百二十一度、北緯二十六度及び東経百二十三度の線により囲まれた本邦外の地域を出発して沖縄県石垣市、宮古島市、宮古郡多良間村、八重山郡竹富町又は八重山郡与那国町にある出入国港に到着する場合 到着前

四 航空機であつて、本邦外の地域を出発して出入国港に到着するまでの航行時間が一時間以上二時間未満である場合 到着する三十分前

五 航空機であつて、本邦外の地域を出発して出入国港に到着するまでの航行時間が一時間未満である場合 到着前

六 出入国港を出発して、本邦外の地域を経由することなく出入国港に到着する場合 到着前

前
二 前項に規定する報告は、やむを得ない事情がある場合を除き、書面によるものとする。

第五十二條第三項中「第五十七條第三項の規定により船舶等の長が報告しなければならない」を「第五十七條第四項に規定する法務省令で定める」に改め、同項第一号中「乗員手帳の下に」又は「旅券」を加え、同項第二号中「登録番号」を「登録記号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 法第五十七條第一項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
一 船舶にあつては次に掲げる事項
イ 船舶の名称、所属する国名、到着日及び到着する出入国港名
ロ 乗員の氏名、国籍、生年月日、乗員手帳又は旅券の番号及び職名(出入国港から出発した船舶が、予定された計画に従つて、出発した日の翌日から起算して十四日以内に同一の出入国港に到着する場合において、これらの事項に変更がないときは、その旨)

ハ 乗客の氏名、国籍、生年月日、旅券の番号、出発地及び最終目的地
二 航空機の登録記号又は便名、所属する国名、到着日及び到着する出入国港名
ロ 乗員の氏名、国籍、生年月日、性別及び乗員手帳又は旅券の番号
ハ 乗客の氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、出発地及び最終目的地

4 本邦から出発する船舶等に対する前項の規定の適用については、同項第一号イ及び第二号イ中「到着日」とあるのは「出発日」と、「到着する」とあるのは「出発する」と、同項第一号ロ中「職名(出入国港から出発した船舶が、予定された計画に従つて、出発した日の翌日から起算して十四日以内に同一の出入国港に到着する場合において、これらの事項に変更がないときは、その旨)」とあるのは「職名」とする。

第六十一條の三第一項第一号を次のように改める。
一 法第五十七條第一項、第二項又は第四項の規定による報告
第六十一條の三第一項第二号を削り、同項第三号中「第五十七條第四項」を「第五十七條第五項」に改め、同項を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

附則
(施行期日)
この省令は、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成十八年法律第四十三号)附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日(平成十九年二月一日)から施行する。

第六十一條の三第一項第一号を削り、同項第三号中「第五十七條第四項」を「第五十七條第五項」に改め、同項を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

附則
(施行期日)
この省令は、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成十八年法律第四十三号)附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日(平成十九年二月一日)から施行する。

第六十一條の三第一項第一号を削り、同項第三号中「第五十七條第四項」を「第五十七條第五項」に改め、同項を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

附則
(施行期日)
この省令は、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成十八年法律第四十三号)附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日(平成十九年二月一日)から施行する。

第六十一條の三第一項第一号を削り、同項第三号中「第五十七條第四項」を「第五十七條第五項」に改め、同項を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

附則
(施行期日)
この省令は、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成十八年法律第四十三号)附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日(平成十九年二月一日)から施行する。

第六十一條の三第一項第一号を削り、同項第三号中「第五十七條第四項」を「第五十七條第五項」に改め、同項を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

附則
(施行期日)
この省令は、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成十八年法律第四十三号)附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日(平成十九年二月一日)から施行する。

70歳未満の者の入院に係る高額療養費の現物給付化

○ 平成19年4月から、70歳未満の者の一医療機関における入院に係る高額療養費を現物給付化し、窓口での支払を自己負担限度額にとどめることとする。

※ 70歳以上の者の一医療機関における入院に係る高額療養費については既に現物給付化されている。

○ このことにより、以下のような効果が期待される。

・ 患者が医療機関の窓口で多額の現金を支払う必要がなくなる。

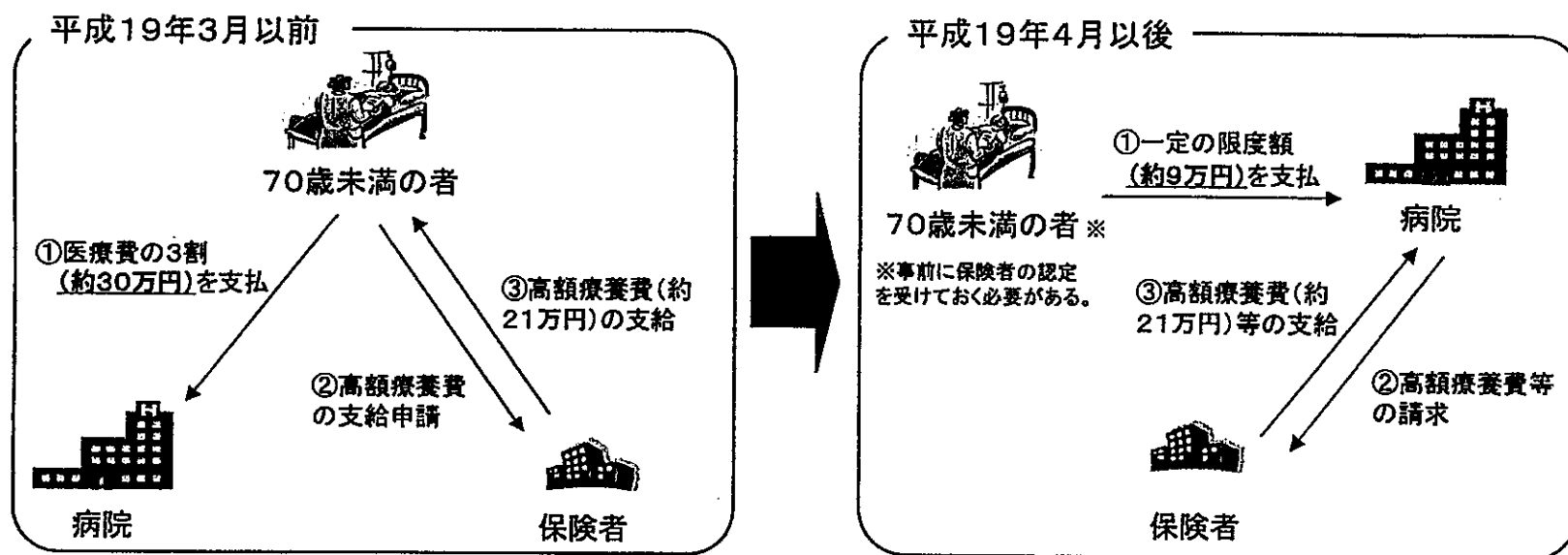
※ 平成16年度における被用者保険に係る現金給付された高額療養費年間支給額約2,800億円

(※但し、この額全てが現物給付化の対象ではない。)

・ 高額療養費の申請漏れが減少する。

・ 患者が医療機関の窓口で支払う額が少なくなり、未収金について一定の改善が期待される。

(例) 胃ガンの手術で10日間入院した時(医療費約100万円の場合)



健康保険法施行令の一部改正（平成19年4月1日施行）

—高額療養費現物給付化—

旧	新
(高額療養費算定基準額) 第四十二条 前条第一項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 次号又は第三号に掲げる者以外の者 八万百円と、前条第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額(その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円)から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以	(高額療養費算定基準額) 第四十二条 前条第一項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 次号又は第三号に掲げる者以外の者 八万百円と、前条第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額(その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円)から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未

上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額。
ただし、当該療養のあった月以前の十二月以内に既に高額療養費(同条第一項又は第二項の規定によるものに限る。)が支給されている月数が三月以上ある場合(以下この条及び次条第一項第一号ロにおいて「高額療養費多数回該当の場合」という。)にあっては、四万四千四百円とする。

- 二 療養のあった月の標準報酬月額が五十三万円以上の被保険者又はその被扶養者 十五万円と、前条第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額(その額が五十万円に満たないときは、五十万円)から五十万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その

上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額。
ただし、当該療養のあった月以前の十二月以内に既に高額療養費(同条第一項又は第二項の規定によるものに限る。)が支給されている月数が三月以上ある場合(以下この条並びに次条第一項第一号イからハまで及び第二号ロにおいて「高額療養費多数回該当の場合」という。)にあっては、四万四千四百円とする。

- 二 療養のあった月の標準報酬月額が五十三万円以上の被保険者又はその被扶養者 十五万円と、前条第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額(その額が五十万円に満たないときは、五十万円)から五十万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その

端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、八万三千四百円とする。

三 市町村民税非課税者(療養のあつた月の属する年度(療養のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。)が課されない者(市町村(特別区を含む。))の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)をいう。次項第三号において同じ。)である被保険者若しくはその被扶養者又は療養のあつた月において要保護者(生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。次項において同じ。)であ

端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、八万三千四百円とする。

三 市町村民税非課税者(療養のあつた月の属する年度(療養のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。)が課されない者(市町村(特別区を含む。))の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)をいう。次項第三号において同じ。)である被保険者若しくはその被扶養者又は療養のあつた月において要保護者(生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。次項において同じ。)であ

る者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する被保険者若しくはその被扶養者(前号に掲げる者を除く。) 三万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円とする。

2 前条第二項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 四万四千四百円

二 法第七十四条第一項第三号又は第百十条第二項第一号二の規定が適用される者 八万百円と、前条第二項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額(その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円)から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一元未満の端数がある

る者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する被保険者若しくはその被扶養者(前号に掲げる者を除く。) 三万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円とする。

2 前条第二項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 四万四千四百円

二 法第七十四条第一項第三号又は第百十条第二項第一号二の規定が適用される者 八万百円と、前条第二項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額(その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円)から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一元未満の端数がある

場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、四万四千四百円とする。

三 市町村民税非課税者である被保険者若しくはその被扶養者又は療養のあった月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する被保険者若しくはその被扶養者(前号又は次号に掲げる者を除く。) 二万四千六百円

四 被保険者及びその被扶養者のすべてが療養のあった月の属する年度(療養のあった月が四月から七月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)に係る同法第三百十三条第一項に規定する総所得金額及び山林所得

場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、四万四千四百円とする。

三 市町村民税非課税者である被保険者若しくはその被扶養者又は療養のあった月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する被保険者若しくはその被扶養者(前号又は次号に掲げる者を除く。) 二万四千六百円

四 被保険者及びその被扶養者のすべてが療養のあった月の属する年度(療養のあった月が四月から七月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)に係る同法第三百十三条第一項に規定する総所得金額及び山林所得

金額に係る所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額(同法第三十五条第二項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第四項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が七十万円に満たないときは、七十万円」とあるのは「八十万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。)並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第三十三条の三第五項において準用する同条第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項において準用する同条第一項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合

金額に係る所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額(同法第三十五条第二項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第四項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が七十万円に満たないときは、七十万円」とあるのは「八十万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。)並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第三十三条の三第五項において準用する同条第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項において準用する同条第一項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合

には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第三十五条第五項において準用する同条第一項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第三十五条の二第九項において準用する同条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五条の二の六第七項において準用する同条第一項又は同法附則第三十五条の三第十一項において準用する同条第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の

には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第三十五条第五項において準用する同条第一項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第三十五条の二第六項において準用する同条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五条の二の六第七項において準用する同条第一項又は同法附則第三十五条の三第十三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の四第四項において準用する

四第四項において準用する同条第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第三十五条の四の二第七項において準用する同条第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。)がない被保険者若しくはその被扶養者又は療養のあった月において要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する被保険者若しくはその被扶養者(第二号に掲げる者を除く。)

一万五千元

3 前条第三項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる者 一万二千元

~~同条第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額~~
(~~同法附則第三十五条の四の二第七項において準用する~~
~~同条第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の~~
金額)、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。)がない被保険者若しくはその被扶養者又は療養のあった月において要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する被保険者若しくはその被扶養者(第二号に掲げる者を除く。) 一万五千元

3 前条第三項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる者 一万二千元

二 前項第二号に掲げる者 四万四千四百円

三 前項第三号又は第四号に掲げる者 八千円

4 前条第四項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号又は第三号に掲げる場合以外の場合 八万百円

と、前条第一項第一号イからへまでに掲げる額に係る同条第四項に規定する特定給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定給付対象療養に要した費用の額(その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円)から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額

二 七十歳に達する日の属する月の翌月以後の前号の特定

二 前項第二号に掲げる者 四万四千四百円

三 前項第三号又は第四号に掲げる者 八千円

4 前条第四項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号又は第三号に掲げる場合以外の場合 八万百円

と、前条第一項第一号イからへまでに掲げる額に係る同条第四項に規定する特定給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定給付対象療養に要した費用の額(その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円)から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額

二 七十歳に達する日の属する月の翌月以後の前号の特定

給付対象療養であって、入院療養（法第六十三条第一項第五号に掲げる療養（当該療養に伴う同項第一号から第三号までに掲げる療養を含む。）をいう。次項第二号及び次条第一項において同じ。）である場合 四万四千四百円 三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後の第一号の特定給付対象療養であって、外来療養である場合 一万二千円 5 前条第五項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 次号又は第三号に掲げる場合以外の場合 三万五千四百円 二 七十歳に達する日の属する月の翌月以後の前条第五項に規定する療養であって、入院療養である場合 一万五千円 三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後の前条第五項	給付対象療養であって、入院療養（法第六十三条第一項第五号に掲げる療養（当該療養に伴う同項第一号から第三号までに掲げる療養を含む。）をいう。次項第二号及び次条第一項において同じ。）である場合 四万四千四百円 三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後の第一号の特定給付対象療養であって、外来療養である場合 一万二千円 5 前条第五項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 次号又は第三号に掲げる場合以外の場合 三万五千四百円 二 七十歳に達する日の属する月の翌月以後の前条第五項に規定する療養であって、入院療養である場合 一万五千円 三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後の前条第五項
---	---

に規定する療養であつて、外来療養である場合 八千円 6 前条第六項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 次号に掲げる者以外の者 一万円 二 第一項第二号に掲げる者(七十歳に達する日の属する月の翌月以後に前条第六項に規定する療養を受けた者及び同項に規定する療養のうち国が費用を負担すべき療養に係る疾病として厚生労働大臣が定めるものに係る療養を受けた者を除く。) 二万円 (その他高額療養費の支給に関する事項) 第四十三条 被保険者が同一の月に一の保険医療機関又は法第六十三条第三項第二号に掲げる病院若しくは診療所(以下この項において「保険医療機関等」と総称する。)から次の各号に掲げる療養(当該被保険者が第四十一条第五項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。)を受け	に規定する療養であつて、外来療養である場合 八千円 6 前条第六項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 次号に掲げる者以外の者 一万円 二 第一項第二号に掲げる者(七十歳に達する日の属する月の翌月以後に前条第六項に規定する療養を受けた者及び同項に規定する療養のうち国が費用を負担すべき療養に係る疾病として厚生労働大臣が定めるものに係る療養を受けた者を除く。) 二万円 (その他高額療養費の支給に関する事項) 第四十三条 被保険者が同一の月に一の保険医療機関又は法第六十三条第三項第二号に掲げる病院若しくは診療所(以下この項において「保険医療機関等」と総称する。)から次の各号に掲げる療養(当該被保険者が第四十一条第五項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。)を受け
--	--

た場合において、法の規定により支払うべき一部負担金の支払が行われなかったときは、保険者は、第四十一条第二項又は第三項の規定による高額療養費について、当該一部負担金の額から当該各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額の限度において、当該保険医療機関等に支払うものとする。

た場合において、法の規定により支払うべき一部負担金の支払が行われなかったときは、保険者は、第四十一条第一項から第三項までの規定による高額療養費について、当該一部負担金の額から当該各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額の限度において、当該保険医療機関等に支払うものとする。

一 入院療養又は入院療養以外の療養であって一の保険医療機関等による総合的かつ計画的な医学的管理の下における療養として厚生労働大臣が定めるもの（次号及び第三号に掲げる療養を除く。以下この号において「入院療養等」という。） 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 前条第一項第一号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 八万百円と、当該入院療養等につき厚生労働

	<u>働省令で定めるところにより算定した当該入院療養等に要した費用の額(その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円)から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、四万四千四百円とする。</u> ロ <u>前条第一項第二号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 十五万円と、当該入院医療等につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該入院療養等に要した費用の額(その額が五十万円に満たないときは、五十万円)から五十万円を控除した額に百分の一を乗じ</u>
--	---

- 二 入院療養 次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額
- イ ロからニまでに掲げる者以外の者 四万四千四百円
- ロ 前条第二項第二号に掲げる者 八万百円と、当該入院療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該入院療養に要した費用の額(その額が二十六万七

て得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを
一円に切り上げた額)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、八万三千四百円とする。

- ハ 前条第一項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 三万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、二万四千六百円とする。

- 三 入院療養(七十歳に達する月の属する月の翌月以後の入院療養に限る。) 次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額
- イ ロからニまでに掲げる者以外の者 四万四千四百円
- ロ 前条第二項第二号に掲げる者 八万百円と、当該入院療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した

千円に満たないときは、二十六万七千円)から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

ハ 前条第二項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 二万四千六百円

ニ 前条第二項第四号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 一万五千円

三 入院療養以外の療養であつて、一の保険医療機関等に

当該入院療養に要した費用の額(その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円)から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

ハ 前条第二項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 二万四千六百円

ニ 前条第二項第四号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 一万五千円

三 入院療養以外の療養(七十歳に達する日の属する月の

よる総合的かつ計画的な医学的管理の下における療養として厚生労働大臣が定めるもの 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ ロ又はハに掲げる者以外の者 一万二千元

ロ 前号ロに掲げる者 四万四千四百円

ハ 前号ハ又は二に掲げる者 八千元

2 前項の規定による支払があつたときは、その限度において、被保険者に対し第四十一条第二項又は第三項の規定による高額療養費の支給があつたものとみなす。

3 法第百十条第四項から第六項までの規定は、保険外併用療養費又は家族療養費に係る第一項各号に掲げる療養(被保険者又はその被扶養者が第四十一条第五項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。)についての第四十一条第二項又は第三項の規定による高額療養費の支給(保

翌月以後の療養に限る。)であつて、一の保険医療機関等による総合的かつ計画的な医学的管理の下における療養として厚生労働大臣が定めるもの 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ ロ又はハに掲げる者以外の者 一万二千元

ロ 前号ロに掲げる者 四万四千四百円

ハ 前号ハ又は二に掲げる者 八千元

2 前項の規定による支払があつたときは、その限度において、被保険者に対し第四十一条第一項から第三項までの規定による高額療養費の支給があつたものとみなす。

3 法第百十条第四項から第六項までの規定は、保険外併用療養費又は家族療養費に係る第一項各号に掲げる療養(被保険者又はその被扶養者が第四十一条第五項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。)についての第四十一条第一項から第三項までの規定による高額療養費の支

除外併用療養費負担額(保険外併用療養費の支給につき法第八十六条第四項において準用する法第八十五条第五項又は第七項の規定の適用がある場合における当該保険外併用療養費の支給に係る療養につき算定した費用の額から当該保険外併用療養費の額を控除した額をいう。)又は家族療養費負担額(家族療養費の支給につき法第一百十条第四項又は第六項の規定の適用がある場合における当該家族療養費の支給に係る療養につき算定した費用の額から当該家族療養費の額を控除した額をいう。)から第一項各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額を限度とするものに限る。)について準用する。この場合において、法第一百十条第四項及び第六項中「被扶養者」とあるのは、「被保険者又はその被扶養者」と読み替えるものとする。

- 4 被保険者が保険医療機関若しくは保険薬局若しくは法第六十三条第三項第二号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬

給(保険外併用療養費負担額(保険外併用療養費の支給につき法第八十六条第四項において準用する法第八十五条第五項又は第七項の規定の適用がある場合における当該保険外併用療養費の支給に係る療養につき算定した費用の額から当該保険外併用療養費の額を控除した額をいう。)又は家族療養費負担額(家族療養費の支給につき法第一百十条第四項又は第六項の規定の適用がある場合における当該家族療養費の支給に係る療養につき算定した費用の額から当該家族療養費の額を控除した額をいう。)から第一項各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額を限度とするものに限る。)について準用する。この場合において、法第一百十条第四項及び第六項中「被扶養者」とあるのは、「被保険者又はその被扶養者」と読み替えるものとする。

- 4 被保険者が保険医療機関若しくは保険薬局若しくは法第六十三条第三項第二号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬

局(以下この項において「保険医療機関等」と総称する。)から原爆一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養を受けた場合、第四十一条第五項の規定に該当する被保険者が保険医療機関等から同項に規定する療養を受けた場合又は同条第六項の規定による保険者の認定を受けた被保険者が保険医療機関等から同項に規定する療養を受けた場合において、法の規定により支払うべき一部負担金の支払が行われなかったときは、保険者は、当該療養に要した費用のうち同条第四項から第六項までの規定による高額療養費として被保険者に支給すべき額に相当する額を当該保険医療機関等に支払うものとする。

5 前項の規定による支払があったときは、被保険者に対し第四十一条第四項から第六項までの規定による高額療養費の支給があったものとみなす。

6 法第百十条第四項から第六項までの規定は、保険外併用

局(以下この項において「保険医療機関等」と総称する。)から原爆一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養を受けた場合、第四十一条第五項の規定に該当する被保険者が保険医療機関等から同項に規定する療養を受けた場合又は同条第六項の規定による保険者の認定を受けた被保険者が保険医療機関等から同項に規定する療養を受けた場合において、法の規定により支払うべき一部負担金の支払が行われなかったときは、保険者は、当該療養に要した費用のうち同条第四項から第六項までの規定による高額療養費として被保険者に支給すべき額に相当する額を当該保険医療機関等に支払うものとする。

5 前項の規定による支払があったときは、被保険者に対し第四十一条第四項から第六項までの規定による高額療養費の支給があったものとみなす。

6 法第百十条第四項から第六項までの規定は、保険外併用

療養費又は家族療養費に係る療養についての第四十一条第四項から第六項までの規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、法第百十条第四項及び第六項中「被扶養者」とあるのは「被保険者又はその被扶養者」と、「療養を」とあるのは「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養を」と、「療養に」とあるのは「その療養に」と読み替えるものとする。

7 法第八十八条第六項及び第七項の規定は、訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護についての第四十一条第四項から第六項までの規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、法第八十八条第六項中「被保険者が」とあるのは「被保険者又はその被扶養者が」と、「指定訪問看護を」とあるのは「原子爆弾被爆者に対

療養費又は家族療養費に係る療養についての第四十一条第四項から第六項までの規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、法第百十条第四項及び第六項中「被扶養者」とあるのは「被保険者又はその被扶養者」と、「療養を」とあるのは「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養を」と、「療養に」とあるのは「その療養に」と読み替えるものとする。

7 法第八十八条第六項及び第七項の規定は、訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護についての第四十一条第四項から第六項までの規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、法第八十八条第六項中「被保険者が」とあるのは「被保険者又はその被扶養者が」と、「指定訪問看護を」とあるのは「原子爆弾被爆者に対

する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付が行われるべき指定訪問看護を」と読み替えるものとする。

8 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せ行う保険医療機関並びに二以上の診療科名を有する保険医療機関又は特定承認保険医療機関であって、厚生労働省令で定めるものは、第四十一条の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療又は診療科名を異にする診療につきそれぞれ別個の保険医療機関又は特定承認保険医療機関とみなす。

9 被保険者又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の保険医療機関から法第六十三条第一項第五号に掲げる療養を含む療養及びそれ以外の療養を受けた場合は、第四十一条の規定の適用については、当該法第六十三条第一項第五号に掲げる療養を含む療養及びそれ以外の療養は、それぞれ別

する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付が行われるべき指定訪問看護を」と読み替えるものとする。

8 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せ行う保険医療機関並びに二以上の診療科名を有する保険医療機関又は特定承認保険医療機関であって、厚生労働省令で定めるものは、第四十一条の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療又は診療科名を異にする診療につきそれぞれ別個の保険医療機関又は特定承認保険医療機関とみなす。

9 被保険者又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の保険医療機関から法第六十三条第一項第五号に掲げる療養を含む療養及びそれ以外の療養を受けた場合は、第四十一条の規定の適用については、当該法第六十三条第一項第五号に掲げる療養を含む療養及びそれ以外の療養は、それぞれ別

個の保険医療機関又は特定承認保険医療機関から受けたものとみなす。

10 高額療養費の支給に関する手続に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(準用)

第四十四条 第四十一条から前条まで(第四十二条第一項第二号、第二項第二号及び第三項第二号並びに前条第一項第一号口及び第二号口に係る部分を除く。)の規定は、日雇特例被保険者に係る高額療養費の支給について準用する。

個の保険医療機関又は特定承認保険医療機関から受けたものとみなす。

10 高額療養費の支給に関する手続に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(準用)

第四十四条 第四十一条から前条まで(第四十二条第一項第二号、第二項第二号及び第三項第二号並びに前条第一項第一号口、第二号口及び第三号口に係る部分を除く。)の規定は、日雇特例被保険者に係る高額療養費の支給について準用する。